



News Release

令和6年12月9日
道南いさりび鉄道株式会社

精神障害者割引制度の導入について

当社は福祉割引制度の拡充を図りながら地域の公共交通機関としての役割を果たすため、下記の通り精神障害者割引を導入します。

記

1. 導入実施日

令和7年4月1日

割引の乗車券は令和7年4月1日から発売します。

2. 対象者

各自治体で発行する精神障害者保健福祉手帳をお持ちのお客様

3. 精神障害者割引制度の概要

(1) 介護者の方と一緒にご利用になる場合に適用となります。

①手帳をお持ちの方と介護者の方には、同一区間の乗車券類をお買い求めいただきます。

②割引となる介護者は1名です。

| 対象者 | 対象となる乗車券類 | 割引率 |
|------------------------|--------------------------------------|-----|
| 第1種精神障害者の方と介護者の方 | 普通乗車券 回数乗車券（当社線内） 定期乗車券（小児を除く） | 5割 |
| 12歳未満の第2種精神障害者の方と介護者の方 | 定期乗車券（小児を除く） | 5割 |

(2) 手帳をお持ちの方がおひとりでご利用になる場合は適用となりません。

4. その他

各自治体で発行する「精神障害者保健福祉手帳」をお持ちでない場合、割引の乗車券類をお買い求めいただくことができません。また、列車をご利用の際にも必ず精神障害者保健福祉手帳をお持ちいただき、係員から提示を求められた場合はご掲示ください。

以上